

第2章 テーマ別方針

- 2-1. 多様な暮らしと都心の魅力が調和するまちづくり(土地利用に関する方針)
- 2-2. 誰もが安心して暮らせるまちづくり(生活環境に関する方針)
- 2-3. 活気あるコミュニティづくり(コミュニティに関する方針)
- 2-4. 災害に強い安全なまちづくり(防災に関する方針)
- 2-5. 円滑な交通ネットワークづくり(交通に関する方針)
- 2-6. 地域資源を生かしたまちづくり(都市の魅力に関する方針)
- 2-7. 環境にやさしいまちづくり(都市の環境に関する方針)
- 2-8. 活力にみちたまちづくり(都市の活力に関する方針)

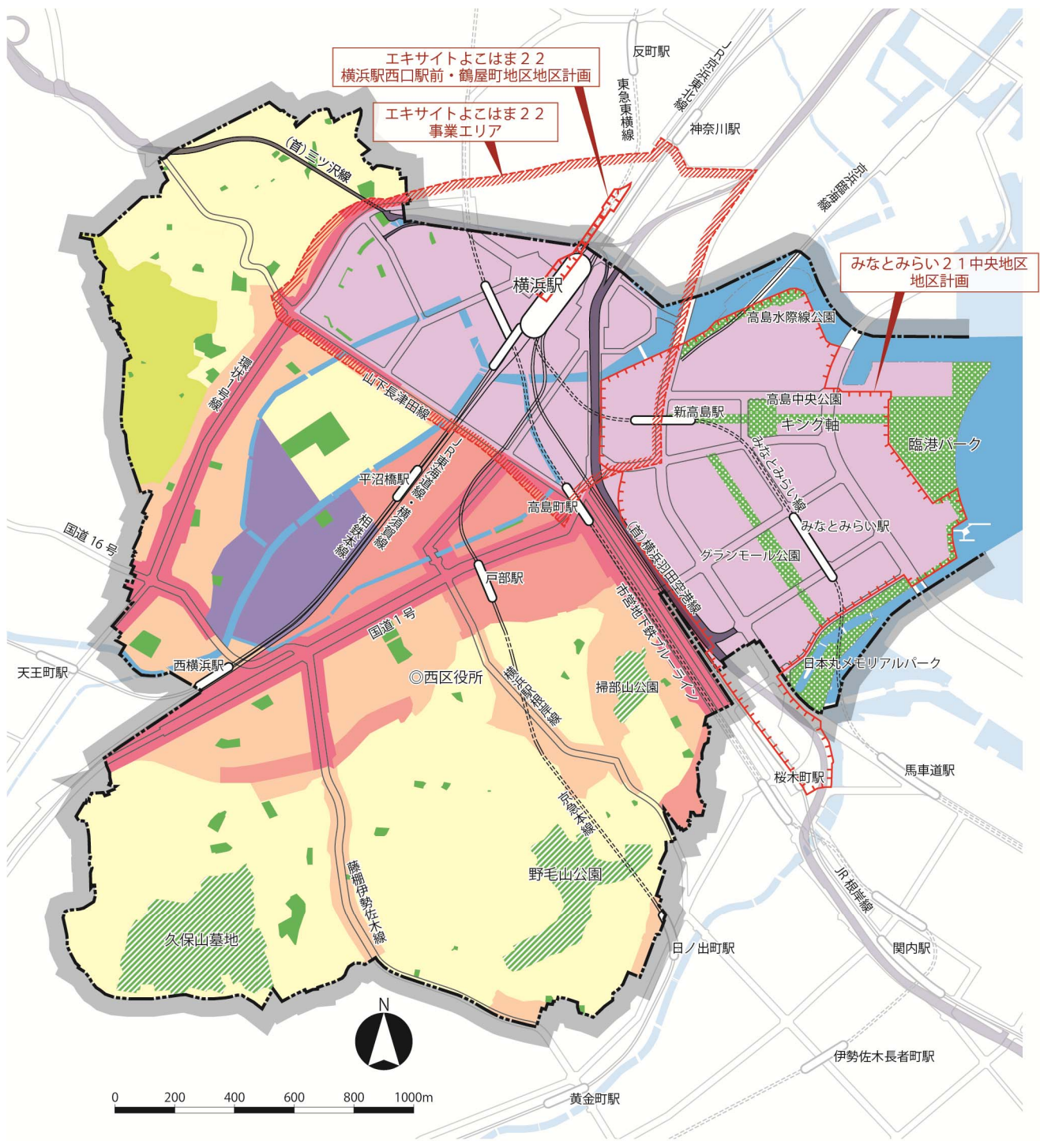
2-1. 多様な暮らしと都心の魅力が調和するまちづくり

(土地利用に関する方針)

《目標》

横浜都心ならではの利便性を十分に生かし、多様で魅力ある暮らし方、働き方が共存、調和できるまちをつくります。

《図 2-1》土地利用の方針図



《背景》

- ◇住居系土地利用は、平地部や臨海部の都心に近く利便性の高い地域での生活への需要の高まりから、人口は増加傾向にあります。一方で、区の南北にそれぞれ位置する丘陵部は、戸建住宅を中心とした閑静な住宅地を形成していますが、人口の減少や高齢化の進行などにより、空き家も増加しています。また、最寄り駅やバス停までの距離が遠い、高低差による移動が不便、古い木造住宅が密集していることによる災害時の建物の倒壊や延焼の危険性が高い、狭あい道路による緊急車両の進入が困難など、日常生活や緊急時の防災面における課題があります。
- ◇業務・商業系土地利用は、平地部の鉄道駅周辺や幹線道路沿道の新しい共同住宅に業務・商業施設が混在する土地利用のほか、臨海部では高機能な業務・商業施設が集積する計画的な土地利用が見られます。
- ◇工業系土地利用は、鉄道や河川沿いにまとまった工業系土地利用や低未利用地があり、共同住宅や商業施設などへの土地利用転換が進む可能性があります。
- ◇公園・緑地などの自然系土地利用の少なさが課題となっていますが、丘陵部のまとまった斜面緑地や公園・緑地、臨海部の計画的な公園・緑地などの地域資源が点在しています。

《土地利用に関する方針》

中層住居系土地利用







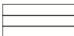



戸建住宅や中層の共同住宅などを中心とした土地利用とします。また、建物の不燃化や狭あい道路の拡幅、敷地の共同化などによるオープンスペースの確保などによって、災害への対応や生活環境の改善を進めます。

低層住居系土地利用

戸建住宅を中心とした良好な住環境を担保する土地利用とします。また、建物の更新に伴う狭あい道路の拡幅などを進め、良好な環境と生活利便の維持、向上を図ります。

業務・商業・住居系土地利用

業務・商業や住宅などを中心とした土地利用とします。また、防災性に配慮しながら市街地の更新を図り、都市型住宅*注2-1を誘導します。

凡例		区界		中層住居系土地利用		沿道型商業系土地利用		複合系土地利用
		河川等		低層住居系土地利用		都心周辺商業系土地利用		都心生活緑地系土地利用
		鉄道(駅)		業務・商業・住居系土地利用		都心業務系土地利用		保全緑地系土地利用
		幹線道路		地区計画区域		エキサイトよこはま22事業エリア		ウォーターフロント緑地系土地利用
	高速道路							

沿道型商業系土地利用

幹線道路沿道の業務・商業や中高層の共同住宅を中心とした土地利用とします。また、業務・商業機能と都市型住宅の共存、調和を図り、生活利便性の高いまちづくりを目指します。

都心周辺商業系土地利用

下町らしい親しみある商店街を軸として、業務・商業などを中心とした土地利用とします。また、建物の共同化などによる市街地の更新を進めつつ、商店街の発展を目指します。

都心業務系土地利用

地区計画*注 2-2 をはじめとした一定のルールに基づき、計画的な街並みを誘導し、業務・商業、文化施設などを中心とした土地利用とします。また、一定のルールの下に都市型住宅も共存、調和できるまちづくりを目指します。

複合系土地利用

鉄道軌道や河川沿いに位置する業務・工業などを中心とした土地利用とします。将来的に大規模な土地利用の転換に際しては、周辺的生活環境との共存、調和を配慮した業務・商業、都市型住宅などの計画的な誘導を図り、必要に応じた基盤整備を行います。

都心生活緑地系土地利用

生活に身近な公園などのオープンスペースを、生活に潤いを与える地域資源として整備、維持、活用します。

保全緑地系土地利用

野毛山周辺、紅葉ヶ丘周辺、久保山墓地などのまとまった緑、オープンスペースと、文化施設などの一体的な維持、保全を図ります。また、丘陵部に多く分布する斜面緑地などの維持、保全を図ります。

ウォーターフロント緑地系土地利用

臨海部には、水際線緑地や公園、連続するオープンスペースによって形づくられたウォーターフロント緑地が計画的に配置されています。都心の大きな魅力であるこうした空間を、区の貴重な地域資源として整備、維持、活用します。

2-2. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

(生活環境に関する方針)

《目標》

子どもから高齢者まで、また、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできるまちをつくります。

《背景》

- ◇丘陵部では高齢化率が 30～40%と進行しており、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦の世帯が増えています。また、こうした地域においては、空き家が増加する傾向にあり、防犯や防災上の課題も顕在化しています。
- ◇高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全で快適な生活を送れるよう、道路や公共交通機関、市民利用施設のバリアフリー*注2-3 化について、より一層の取組強化が必要です。
- ◇地域によっては子どもの数が減り、子ども会などが成立しないところがある一方、平地部の鉄道駅周辺や幹線道路沿道、臨海部では新たな人口流入が見られ、子どもの数が急激に増加しています。児童・生徒数に合わせた学校環境の整備や子どもたちの放課後の過ごし方などについて、きめ細かい対応が必要となっています。
- ◇西区では、西区地域福祉保健計画「にこやか しあわせ 暮らしのまちプラン（略称：にこまちプラン）」等、区民と行政の協働による福祉のまちづくりの取組が進められており、これらの取組との連携や役割分担を図ります。

《方針 1》誰もが安心して生活できる環境づくり

- 住宅のバリアフリー化の支援などのほか、高齢者向け住宅や障害者向け住宅の供給などを進め、高齢者や障害者が安心して元気に生活できる環境づくりを進めます。
- 自治会・町内会、商店街、学校や警察署等の連携を通じて、防犯灯や「こども110番」などの取組を進め、防犯に留意した安全なまちを実現します。
- 道路や鉄道駅、バス停などの公共交通機関のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するとともに、市民利用施設、民間の集客施設などのバリアフリー化を促進します。車いすやベビーカーなどを利用する区民が、日常生活において不便を感じない快適な環境づくりを進めます。

《方針2》 高齢者や障害者が自分らしく生活を送れる環境づくり

- 地域ケアプラザ*注2-4、障害者地域活動ホーム*注2-5、精神障害者生活支援センター*注2-6 など各関係施設間の連携を強め、高齢者や障害者が地域の中で自分らしい日常生活を送れる環境づくりを進めます。

《方針3》 子育てしやすい環境づくり

- 子育てしやすい環境、子育てと仕事の両立支援などを実現するために、子ども連れに向けたサービスの充実や、共同住宅等の立地が見込まれる地域を中心とした保育所の増設など、多様な保育ニーズに対応した機能の充実を図ります。
- 地区センター*注2-7 やコミュニティハウス*注2-8 などの市民利用施設を、子ども連れも利用しやすいよう、設備面や運営面などの改善を進めます。

《方針4》 子どもが健やかに育つ環境づくり

- みなとみらい21地区への小学校の設置（平成30(2018)年4月1日から10年間）など、児童・生徒数に応じた学校環境の整備を進めます。
- 児童や青少年が身近で安心して活動できる場、身近な自然とふれあう場として、公園や広場などの整備を進めるほか、自治会・町内会等と協力して通学路の安全性を高めます。

♪まちのトピックス

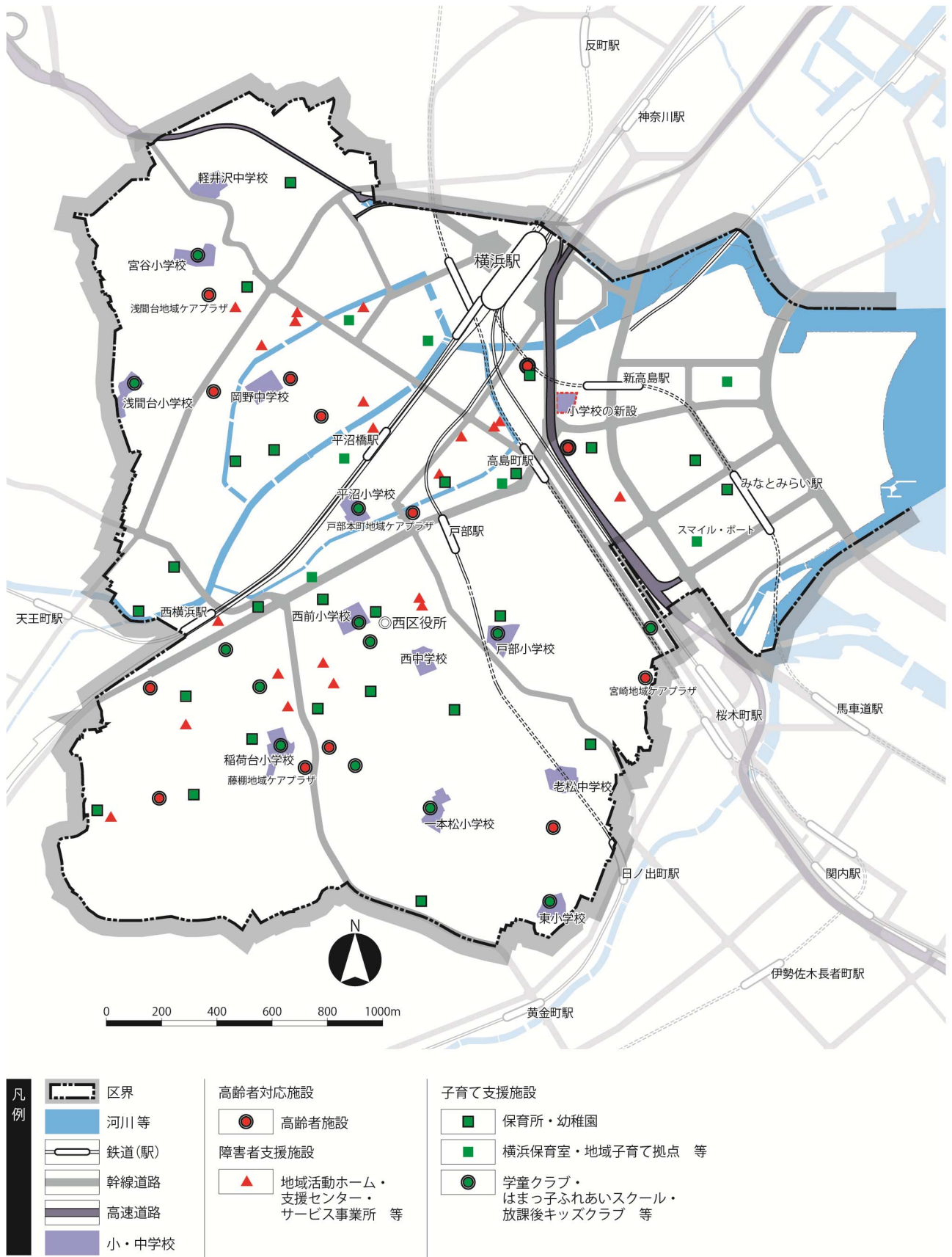
切れ目のない子育て支援を行う複合施設 —なかまの杜(浜松町)

乳幼児期から学齢期まで障害の有無に関わらず、全ての子育て家庭が安心して利用することができる「子ども子育て支援福祉複合施設『なかまの杜』」（運営：NPO法人ムーミンの会）が平成27(2015)年4月にオープンしました。

なかまの杜は、認可保育所・放課後児童クラブ・児童発達支援・放課後等デイサービスの4つの事業が連携・協力しながら、子ども一人ひとりの発達状況に応じた支援を行うことができる政令市初の施設です。



《図2-2》高齢者・障害者・子育て関連施設分布図



※高齢者対応施設、障害者支援施設、子育て支援施設の分布は、平成28(2016)年5月現在のもの

2-3. 活気あるコミュニティづくり

(コミュニティに関する方針)

《目標》

区民主体の地域活動への参加の促進や、地域と事業者の連携、区民の活動の場づくりなどを進め、いきいきとした地域社会をつくります。

《背景》

- ◇古くから自治会・町内会活動を中心とした地縁によるコミュニティが維持されてきましたが、近年はコミュニティの中心を担う方々の高齢化が進んでおり、地域の担い手の不足が危惧されています。
- ◇共同住宅の立地などによる新たな人口流入をこれからも受け入れていく中で、新たなコミュニティづくりや、生活のルールやマナーの共有などを進めていく必要があります。
- ◇西区には、大型の業務・商業施設とともに、商店街を中心として中小の事業所も数多く立地しており、事業者も全てまちづくりの担い手として、地域活動への参加や貢献が求められています。
- ◇地域活動を支える地区センターやコミュニティハウスなどの施設は充足していると言えますが、区民がまちづくり活動を進める上で、必要とされる情報の発信や交換の場、支援のための仕組みなどが求められています。

《方針1》 地域の中での交流促進と事業者との連携

- 区民や来街者の地域活動への参加や協力の働きかけを促進し、地域の中での交流や支えあいの拡充に努めます。
- イベントや美化活動、福祉活動を共同で実施するなど、事業者のまちづくり活動への参加を促進し、地域とNPO、事業者などが協力しあう体制づくりを進め、連携を深めます。

《方針2》 地域活動の場づくり

- 地区センターやコミュニティハウス、地域ケアプラザなどの活用を促進し、区民による文化活動や地域活動の拠点の充実を図ります。また、子ども連れや高齢者、障害者など、誰もが利用しやすい環境を整えます。
- 空き家、空き店舗などのストックを地域で利用しやすい仕組みの整備などに取り組み、身近な生涯学習や地域活動の場づくりを進めます。
- 土地利用転換などの機会を捉えることによって、身近な公園等の整備を進めるほか、そうした公園等を地域活動の場として積極的に活用します。

《方針3》暮らしやすい地域社会づくり

- 放置自転車や放置バイク、違法駐車、路上での商品の陳列や自動販売機の設置、違法看板、ポイ捨てなどの一掃を目指して、自治会・町内会、商店街、事業者、警察署等の連携による啓発活動を行います。また、指導・撤去などを推進し、決められたルールやマナーを誰もが守る、安全で暮らしやすい地域社会をつくりまします。

《方針4》地域活動を支える情報発信窓口の充実

- 区内の様々な市民利用施設において、地域における課題やニーズに迅速に対応し、地域活動を支える様々な情報を発信、交換できる窓口機能の充実を図ります。

♪まちのトピックス

コミュニティづくりにもつながった地域の取組 —東久保町夢やさい(東久保町)

東久保町は、丘陵地にあり木造住宅が密集するなど、防災上の課題を多く抱えているため、三町会合同で「東久保町夢まちづくり協議会」を設立し、災害に強いまちづくりを進めています。

行政からの助成の他に、自前のまちづくり事業資金を確保するため、平成18(2006)年4月から、農産物や果物の直売事業「夢やさい」の取組を始めました。市場等から仕入れた野菜や卵・果物などを販売し、その売り上げを雨水タンクやかまどベンチ、井戸ポンプ等の整備



費用の一部に充当するなど、まちづくり事業に活用しています。「夢やさい」は、毎月一回、町内三か所で開催し、今ではすっかり地域に定着しています。この場をとおして協議会活動のPRを行うだけでなく、東久保町に住む高齢者の買い物支援や見守りの場、地域の情報交換の場となるなど、資金づくりにとどまらない様々な意義・効果を発揮しています。

多世代・多国籍が集まる交流スペース —カサコ(東ヶ丘)

平成27(2015)年度に「ヨコハマ市民まち普請事業」による助成金によって築60年の民家をリノベーションし、平成28(2016)年4月に多世代・多国籍の人々が気軽に交流し、様々なつながりが生まれる場としてオープンしました。

地域住民や海外からの旅行者の交流の場として、また、地域の情報交換の場として活用することで、地域の中で多種多様な価値観を学び合う寺子屋のような役割を果たしています。



《図2-3》コミュニティ関連施設分布図



凡例	区界	コミュニティ関連施設	
	町丁界	自治会館・町内会館	コミュニティハウス・地区センター・市民活動支援センター等
河川等	連合町内会区域	① 第一地区町内連合会	⑤ 第五地区自治会連合会
鉄道(駅)		② 第2地区連合町内会自治会	⑥ 第六地区自治会町内会連絡協議会
幹線道路		③ 第3地区町内会自治会協議会	⑦ みなとみらい地区連合自治会
高速道路		④ 第4地区自治会連合会	
小・中学校			

※コミュニティ関連施設の分布は、平成28(2016)年11月現在のもの

2-4. 災害に強い安全なまちづくり

(防災に関する方針)

《目標》

まちの防災性の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進し、区民や来街者などの安全を守ります。

《背景》

- ◇丘陵部や平地部の一部の住宅地は、道路が狭く古い木造住宅が密集しており、地震などの災害時における家屋の倒壊や延焼の危険性があるとともに、緊急車両等の進入が困難など、防災上大きな課題のある地域があり、横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針の対象地域となっています。対象地域は、地域の状況に応じて「重点対策地域（不燃化推進地域）」が指定されています。
- ◇横浜駅周辺地区から帷子川周辺の平地部一帯は、浸水想定区域*注2-9、高潮警戒区域*注2-10や津波避難対象区域*注2-11となっており、洪水・高潮、地震による津波災害の危険性や内水氾濫が発生する恐れもあります。
- ◇丘陵部は、急傾斜地崩壊危険区域*注2-12や、土砂災害警戒区域*注2-13が分布しており、大雨などによる崩落の危険性を考慮した対策を必要としています。
- ◇広域からの不特定多数の避難者、帰宅困難者の流入が見込まれる横浜駅周辺地区やみなどみらい21地区は、都市防災施設の整備や確保のほか、災害時の混乱を想定し、地域及び事業者、鉄道事業者や行政が一体となって災害対策に取り組む体制の強化を図る必要があります。

《方針1》地震・火災・津波に強いまちづくり

- 古い木造住宅の耐震診断・耐震改修や狭あい道路*注2-14の拡幅等の防災性の向上に資する取組を進めます。また、地震火災対策方針の対象地域では、出火率の低減や初期消火力の向上等につながる取組を強化します。さらに地震火災対策方針の「重点対策地域（不燃化推進地域）」では、「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」による耐火性能強化の義務付けなどにより、建築物の不燃化を促進します。
- 消防水利（消火栓、防火水槽など）の確保など、地域の消防力の強化に努めます。
- 幹線道路沿道の建物の不燃化や街路樹の整備などを進め、延焼遮断帯*注2-15の形成、避難路・緊急輸送路*注2-16の確保を図ります。
- デパートや地下街、雑居ビルなど不特定多数の人々が集まる施設に対して、消防用設備の点検整備や避難経路の確保、防災訓練の実施などについて、指導・啓発を徹底します。また、地下街火災や高層ビル火災など大規模火災に対する防火体制の充実・強化を図ります。
- 緊急輸送路となる道路の確保と、その沿道の建物、公共建築物などの耐震補強を進めます。また、公園や緑地、広場などオープンスペースの確保に努めます。
- 上下水道・ガス・電気・通信などのライフライン*注2-17については、事業者と連携しながら、耐震性の向上や早期復旧体制の確立を図ります。

- 津波避難対象区域及びその周辺において、一定規模以上の共同住宅や業務・商業施設等と協定を締結し、いざという時に避難できる場所の確保を進めます。

《方針2》 風水害に強いまちづくり

- 帷子川などの護岸改修、しゅんせつ*注2-18等を促進します。また、排水施設の点検や改善などを進め、大雨などによる洪水や高潮などの風水害の対策を図ります。
- 雨水ポンプ場*注 2-19 や雨水幹線*注 2-20、雨水貯留管*注 2-21、雨水浸透ます*注 2-22の整備などのハード整備に加え、内水ハザードマップ*注 2-23等による防災情報の発信を行うなどのソフト対策と合わせた総合的な浸水対策を進めます。特に横浜駅周辺地区では不特定多数の人々が集まる地下施設が集積しているため、今後の開発に伴う計画地盤の設定や、必要に応じて止水板*注 2-24の設置などを働きかけるなど、防災性能の一層の向上を図ります。また、横浜駅周辺地区の治水安全度向上に向けて、駅周辺に近年最も甚大な浸水被害を起こした、平成 16(2004)年 10 月の台風 22 号と同等の時間降雨量 74 ミリメートルに対応した下水道整備（横浜駅周辺を避けて雨水を河川や海域に排水する下水道管や貯留施設の設置等）に取り組みます。
- 崖崩れによる災害を防ぐため、急傾斜地崩壊防止工事を進めます。

《方針3》 災害に強い体制づくり

- 災害発生時などにおける迅速・的確な情報の収集・伝達を図るための仕組みを強化します。また、あらゆる災害についても対応できるよう、関係機関や地域と連携を取りながら危機管理体制を強化し、減災に向けた取組の充実を図ります。
- 町の防災組織による、高齢者や障害者をはじめとして誰もが安全に避難できるルートの確保や災害時に利用できる施設等の確認、防災リーダーや防災・減災推進員の育成などを進めるなど、地域の防災力を高めます。また、地域防災拠点*注2-25を中心とした防災訓練の実施や防災備蓄庫*注2-26の充実を図ります。さらに、地域と連携して、災害時に援護が必要な高齢者や障害者などへの支援策の充実を図ります。
- 横浜駅周辺地区やみなとみらい 21 地区など、多くの避難者、帰宅困難者等が想定される地域では、行政、事業者、鉄道事業者、地域まちづくり組織などが一体となって、災害時に適切かつ迅速な情報伝達や避難誘導が行える体制づくりを進めます。

♪まちのトピックス

避難マップの作成が進んでいます。

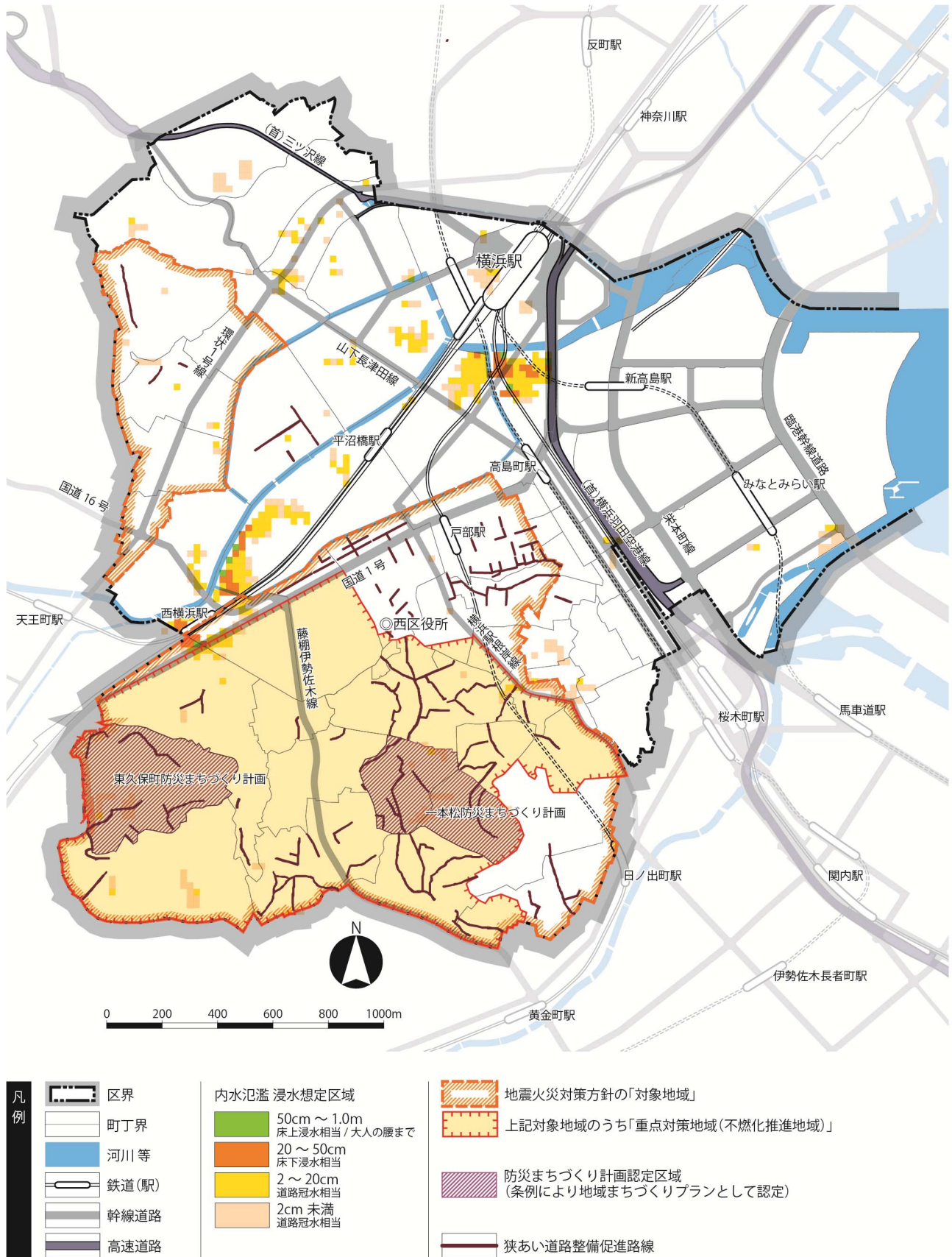
—津波浸水予測区域内及び木造住宅密集地域の各自治会・町内会

「津波から逃げるときは時間がないこともある。その時何をすべきか、どこへ逃げるかは考えておかないと」「広域避難場所の方向に火事が見えたら、別の方向へ逃げたほうがよさそうだ」

平成 25(2013)年度から、震災時、津波や延焼火災からどう逃げるかをテーマに、区役所の総務課防災担当を中心とした職員や自治会・町内会の皆さんと一緒に検討、まち歩きし「自分で完成させる避難マップ」を作成しています。マップエリア内の各ご家庭や自治会・町内会がマップを完成させるためのまち歩きを実施するなど、地域の防災活動に役立てていただいています。



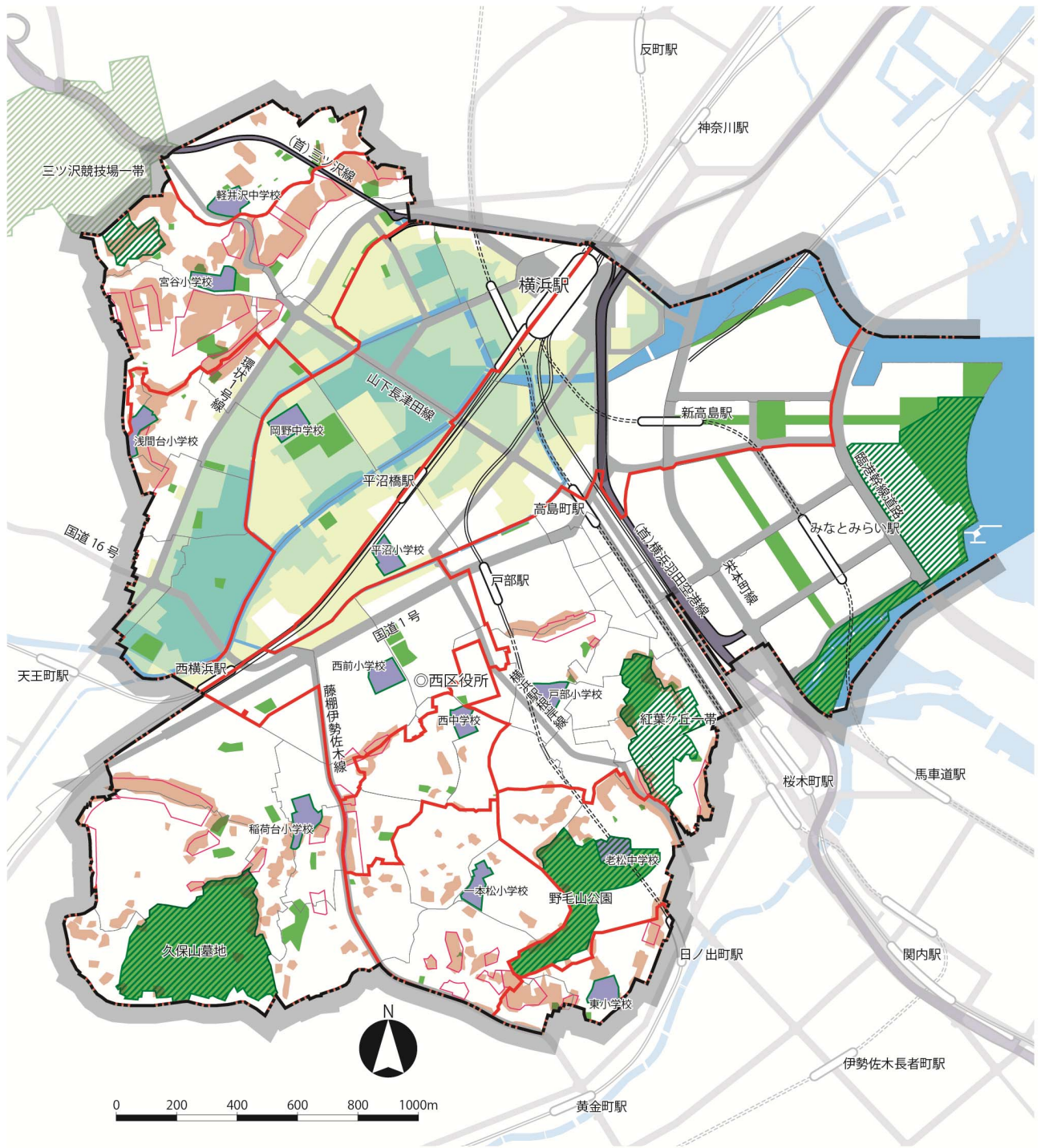
《図 2-4-1》内水ハザードマップ・横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針図



※内水氾濫の想定条件：1時間に76.5ミリメートルの降雨（30年に1回降ると想定される雨）

※内水氾濫浸水想定区域は、平成22年度末の河川や下水道施設等の整備状況を反映して、横浜市環境創造局が作成したものです（平成26(2014)年）。雨の降り方によっては、浸水区域や浸水深さがこの区域と異なることがあります。

《図 2-4-2》洪水・土砂災害ハザードマップ



凡例		洪水浸水想定区域	
	区界		1.0m 以上～2.0m 未満
	町丁界		0.5m 以上～1.0m 未満
	河川等		0.5m 未満
	鉄道(駅)		地域防災拠点地区割
	幹線道路		地域防災拠点
	高速道路		広域避難場所
			公園・緑地
			土砂災害警戒区域
			急傾斜地崩壊危険区域

※防災関連の情報は、「西区防災マップ(平成26(2014)年発行)」を基に作成

2-5. 円滑な交通ネットワークづくり

(交通に関する方針)

《目標》

交通施設の改善、歩行空間・自転車通行空間の確保などを図り、安全で利便性の高い、円滑な交通ネットワークを実現します。

《背景》

- ◇横浜駅は6社9路線が乗り入れる市内最大の交通結節点であり、一日の乗降者数が約220万人に上り、多くの市民、来街者の利用があります。駅を中心とした安全性、交通利便性の一層の向上を目指し、エキサイトよこはま22（横浜駅周辺大改造計画）に基づいた駅周辺の整備が進められています。
- ◇西区は、東西方向に伸びる鉄道や河川などにより地域が分断されており、区の南北を連絡する交通手段が不足しています。また、みなとみらい21地区は、隣接する地区と幹線道路等で分断されており、これを解消する新たな交通手段や回遊性の向上などの施策が求められています。丘陵部では、道路が狭く坂の多い地形のため、高齢者や障害者等の買い物など、日常生活における移動に課題があります。
- ◇コミュニティサイクルやカーシェアリングなどの手軽で身近な交通システムの導入や、新たな交通ニーズや環境の変化に対応した道路、歩行環境、駐車場、自転車駐車場などの整備・改善についても検討する必要があります。
- ◇都市計画道路及び拡幅が必要な幹線道路について、西区内の整備はおおむね完了しています。

《方針1》 鉄道及び関連施設の整備

- 横浜駅では、駅東西が一体となった回遊性を創出するとともに、鉄道、バスの利便性を高めるために、交通結節機能の強化や公共交通の走行環境の向上を進めます。
- 区内各駅のバリアフリー化などの利用者の安全性の向上に加えて、案内サインの多言語化や、わかりやすい地域情報、案内情報の提供など、国際社会に対応した横浜の玄関口にふさわしい施設の充実を図ります。
- 羽田空港や東京方面と横浜都心臨海部との連絡強化を図るため、東海道貨物支線の貨客併用化（京浜臨海線）の検討を進めます。
- みなとみらい21地区を中心として、都心の回遊性を高める新たな交通システムの導入を検討します。

《方針2》 区民や来街者の足としてきめ細かい交通システムの充実

- ノンステップバス*注2-27の導入、バス停のバリアフリー化、運行情報を提供する手段の充実を進め、バス利用者の利便性を高めます。
- 交通手段が不足している区の南北間や、北部地区や南部地区から最寄り駅へのアクセスなど、

区民の生活に必要な移動について、地域のニーズや事業性、維持管理の手法などを考慮しながら、コミュニティサイクルやカーシェアリングなどの手軽で身近な交通システムの導入を検討します。また、岡野・西平沼周辺における将来の大規模土地利用転換に合わせて、交通環境の改善を検討します。

- 市民や来街者のための身近な移動手段として、都心の回遊性を高める水上交通ルートと乗り場の整備を検討します。

《方針3》 歩行空間・自転車通行空間の整備

- 歩道や歩道橋等のバリアフリー化を進め、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間の充実を図ります。
- 自転車利用の状況に応じて自転車専用通行帯*注2-28 の整備を推進するなど、環境にやさしく、日常生活における身近な移動手段である自転車の利用環境を改善します。また、再開発事業など面整備を行う際には、歩行者や自転車利用者に配慮した施設整備、自転車駐車場の整備について、関係機関や事業者に対して働きかけます。
- 東急東横線（横浜駅～桜木町駅間）の跡地を遊歩道として整備するなど、隣接する地域間の回遊性の向上を図ります。

《方針4》 身近な道路空間の整備

- 幹線道路と住宅地あるいは最寄り駅などをつなぐ主要な地域道路の利便性や安全性の確保のために、高齢者や障害者をはじめとして誰もが安全に歩ける歩行空間の整備を推進します。
- 丘陵部の住宅地などに多い狭あい道路は、沿道住宅の更新に合わせて拡幅整備を推進します。

♪まちのトピックス

横浜駅周辺の水上交通について —横浜市(横浜駅周辺地区)

エキサイトよこはま22（横浜駅周辺大改造計画）では、横浜駅周辺の貴重な資源である水辺を活用するため、魅力溢れる親水空間のネットワークの形成を目指しています。

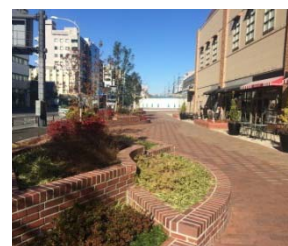
平成25(2013)年10月には、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区の水辺空間において、港の魅力を生かし、回遊性強化を図るため河川や内港地区を活用した水上交通社会実験を実施しました。実験では、環境にやさしい電池推進船（東京海洋大学・らいちょうI）を使用しました。



東急東横線跡地利用について —横浜市(桜木町駅周辺地区)

東横線廃線跡地は、横浜都心における回遊性の向上と地域を活性化するため、歩行者専用の「遊歩道」として検討及び整備を進めています。

平成26(2014)年7月に、横浜らしさや鉄道の記憶を感じさせる、にぎわいや憩いのための魅力ある空間として桜木町駅西口広場をオープンしました。引き続き、桜木町駅から紅葉坂交差点までの区間の整備を進め、横浜駅までの区間の一日も早い完成を目指します。



2-6. 地域資源を生かしたまちづくり

(都市の魅力に関する方針)

《目標》

水辺や丘の緑、歴史などの地域資源を保全・活用するとともに、新たな魅力を生み出し、潤いとやすらぎのあるまちをつくります。

《背景》

- ◇平地部を流れる河川は、魚や水鳥が生息し、川辺には桜などの街路樹が植えられ、生活に身近で貴重な水辺空間となっています。また、臨海部には水際線緑地や公園、連続するオープンスペースによって形づくられた計画的な緑地が、区民や来街者の憩いの場となっています。
- ◇市街化の進展により区内の緑は次第に失われてきていますが、野毛山公園・掃部山公園周辺、久保山墓地周辺などの緑や丘陵部の斜面緑地などは、身近に緑を感じることでできる貴重な空間であると同時に、貴重な景観として残っています。
- ◇西区は「旧東海道」「横浜道」「保土ヶ谷道」の三つの古道の結節点であり、古道の周辺には浅間神社や伊勢山皇大神宮、横浜開港にちなんだ史跡など、歴史的資源が数多く残されています。

《方針1》水に親しめる場づくり

- 帷子川とその支流である河川沿いや臨海部の水際線などを「水辺の軸」として位置付け、水・緑を感じられる環境づくりを進めます。
- 河川沿いを楽しく散策できるよう、植栽などによる緑化を進めるほか、河川沿いプロムナードや休憩スポットなど、区民や来街者が水に親しめる空間の充実を図ります。
- 臨海部では、水際線緑地や観光拠点などを結び、内水域（インナーハーバー）を活用したイベントの開催など、海辺の資源を活用し、海に親しむ場づくりを進めます。

《方針2》緑豊かな都市空間づくり

- 野毛山公園・掃部山公園周辺、久保山墓地周辺の緑、丘陵部の斜面緑地などは、区内に残された貴重な自然資源であり、土地所有者の理解と協力を得て保全に努めます。
- 道路や駅前広場、公共施設などで、地域や施設の特性に合わせた季節感ある緑や花による空間づくりを進めます。また、区民や事業者が主体となった公園愛護会*注2-29 やハマロード・サポーター*注2-30 による公園や道路などの公共空間の緑の維持管理、住宅やビルなどでの民有地緑化を促進し、公開性や視認性の高い場所での緑化による緑豊かな都市空間の実現を目指します。
- 多くの来街者がある臨海部では、緑や花による街の魅力やにぎわいづくりを進めます。また、横浜駅側から臨港パークを結ぶ歩行者ネットワークである「キング軸」には、象徴性や独創性が感じられる緑化を進め、緑の主軸を形成していきます。

《方針3》 歴史資源の保全・活用

- 「旧東海道」「横浜道」「保土ヶ谷道」三つの古道と「水道道」を「歴史の軸」として位置付け、その周辺に点在する区の歴史や文化に根差した史跡や行事などを区の魅力スポットとして保全し、地区ごとの個性と愛着を深め、一層の魅力アップを図ります。

《方針4》 地域資源の魅力発信

- 平成23(2011)年度「西区の温故知新！魅力アップ検討事業」の中で実施した区内調査で、西区の地域資源と位置付けた建造物、坂道、橋などを生かし、案内サインの設置やガイドマップの作成、水と緑と歴史を訪ね歩くイベントの開催や、それらをつなぐ回遊ルートの創出などによって、区の一層の魅力発信を図ります。
- 区独自の歴史や文化を語り継いでいくため、養成講座や実践ガイド講座の開催などを通して、案内ボランティアなどの育成を促進します。
- 地域が主体となって実施するイベントなども地域資源として捉え、それらを区全体の魅力として発信します。

♪まちのトピックス

案内サインによる新旧市街地の回遊 —散策ルート「温故知新のみち」(区内各所)

平成26(2014)年の西区制70周年をきっかけに、歴史ある西区の魅力を再発見できる散策ルート「温故知新のみち」を設定しました。ルート上には、昔のまちの様子や魅力ある資源を、写真や図で紹介した総合案内サインを設置し、新旧市街地を楽しみながら回遊できるようになっています。サイン制作にあたっては、地域の方々と行政と一緒に地域資源を整理し、表示内容の検討を行いました。



「温故知新のみち」の内容・ルート等については、西区ホームページでご案内しています。

公民連携による歴史的建造物の活用 —BUKATSUDO(ドックヤードガーデン)

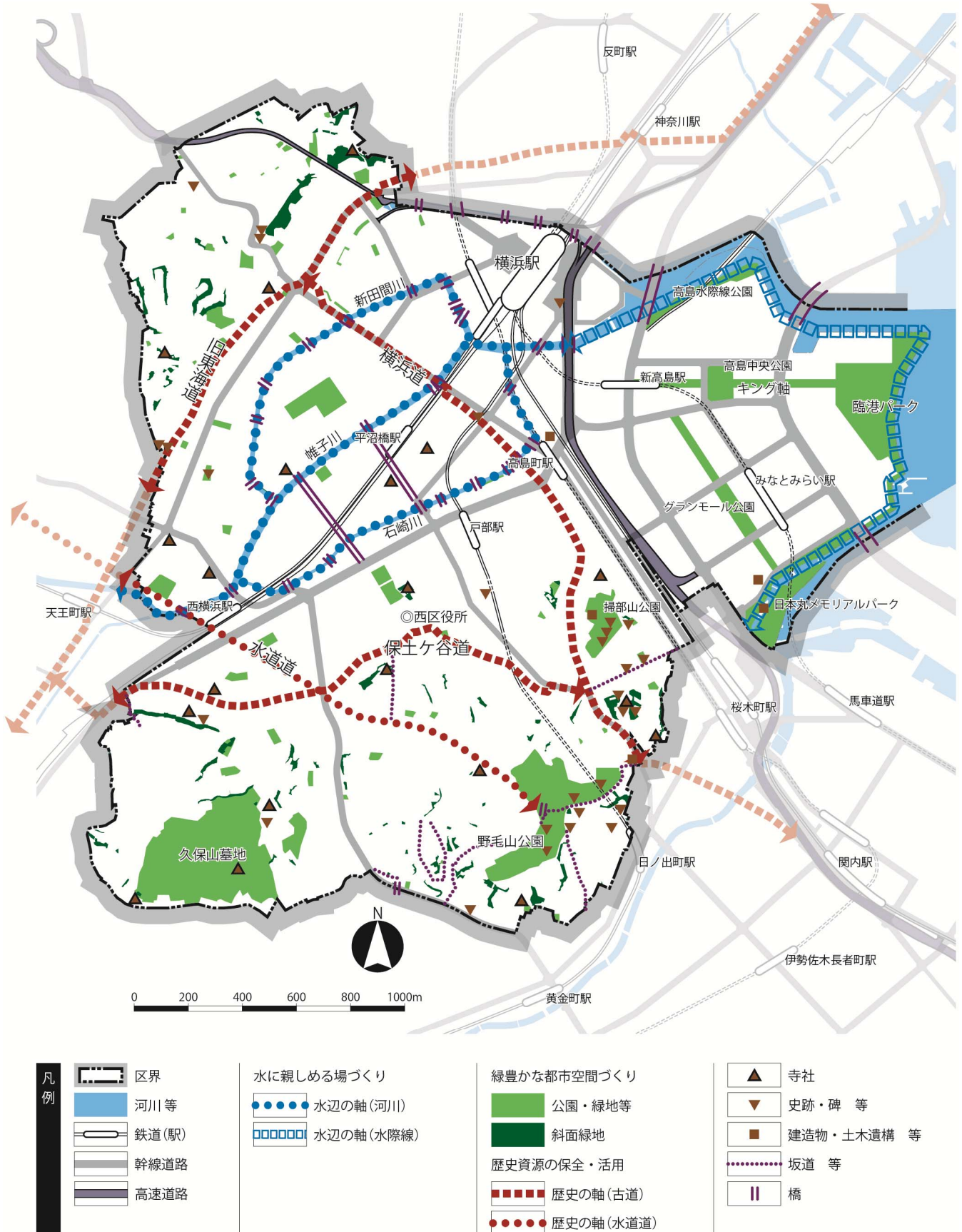
ドックヤードガーデンは、横浜ランドマークタワーの足元に位置し、日本に現存する最古の商船用石造りドックを復元した横浜を代表する文化資産です。その一画を公益財団法人横浜市芸術文化振興財団が三菱地所株式会社より賃借して活用事業者を公募し、公募で選定された活用事業者が街のシェアスペース「BUKATSUDO」として運営を行っています。運営に際しては、横浜市を含めた関係団体※が協議会を設置しサポートしています。



平成25(2013)年9月に公募が行われ、平成26(2014)年6月には、オフィスワーカーや居住者、横浜に集うクリエイター等が気軽に立ち寄って自由に活動できるキッチンやスタジオ、アトリエ、ミーティングルームなどを備えてオープンしました。

※横浜市、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、三菱地所株式会社、三菱地所プロパティマネジメント株式会社

《図2-6》地域資源を生かしたまちづくり方針図



2-7. 環境にやさしいまちづくり

(都市の環境に関する方針)

《目標》

環境負荷の小さい循環型社会、低炭素型社会の実現に向けた取組を推進し、快適に暮らせるまちをつくります。

《背景》

- ◇高速道路や幹線道路が集中している都心にあることから、かつては自動車による大気汚染・騒音などの公害が課題となっていました。近年は様々な規制や技術の進歩、移動、輸送手段の変化に伴って、自動車による環境への負荷は低減する傾向にあります。
- ◇区内を流れる河川の水質は、昭和30～40年代の高度経済成長期においては非常に悪く、悪臭がありました。下水道の整備などが進み、現在では改善されています。
- ◇都市化の影響によるヒートアイランド現象が深刻化しているほか、生物多様性に配慮した自然環境の保全なども課題となっています。
- ◇大規模な都市開発や土地利用転換が行われることが予想される地域では、その際に環境に配慮したまちづくりの視点は不可欠です。
- ◇循環型社会、低炭素型社会の実現に向けて、身近な地域や区民一人ひとりの取組も重要です。

《方針1》 自然環境の保全と創造

- 横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区におけるウォーターフロント緑地、掃部山公園、野毛山公園、久保山墓地や丘陵部のまとまった斜面緑地、身近な公園や緑地など、区内における緑の保全に努めます。
- 街路樹や公共施設等における公共緑化を進めるとともに、区民や事業者の協力を得ながら、ヒートアイランド現象の抑制・緩和や、生物多様性に配慮した自然環境の保全を目的とした、民有地の緑化を促進します。
- 河川や海の水質改善をより一層進め、きれいで豊かな水辺環境づくりと身近な生き物の生息環境の保全と創造を図ります。

《方針2》 循環型社会に向けた取組

- 限りある資源を大切に使い、廃棄物による環境への負荷を減らすため、区民と事業者、行政が一体となって、廃棄物の発生を抑制します。また、排出された廃棄物の資源化を一層推進します。
- 区民や事業者の主体的な取組による、まちの美化などの活動を支援します。

《方針3》 低炭素まちづくりの推進

- 区民と事業者、行政が協力してエネルギー利用の効率化を図り、二酸化炭素など温室効果ガスの排出を抑制するとともに、建物の屋上や壁面の緑化、再生可能エネルギー*注2-31・未利用エネルギー*注2-32の活用と併せて自立分散型エネルギーシステム*注2-33の導入を促進するなど、地球温暖化やヒートアイランドの抑制策を進めます。
- 開発事業や都市施設の整備などを進める際には、環境への負荷の少ない、自然に配慮した整備を行います。横浜駅周辺地区とみなとみらい21地区では、開発状況に応じた地域冷暖房システム*注2-34の再編など、エネルギーの効率的な活用を検討します。
- 太陽光、太陽熱、風力などの再生可能エネルギーや、工場排熱等の未利用エネルギーの利用など、低炭素化に向けた区民や事業者が主体となった身近な取組を発信し、支援する仕組みを検討します。
- 交通量の多い交差点や路面の改良、街路樹や植栽などによって、大気汚染や騒音の軽減を図ります。また、市営バス・ごみ収集車などの公用車に、環境への負荷が少ない低公害車の導入を進めるとともに、民間の保有車両についても普及を促進します。

♪まちのトピックス

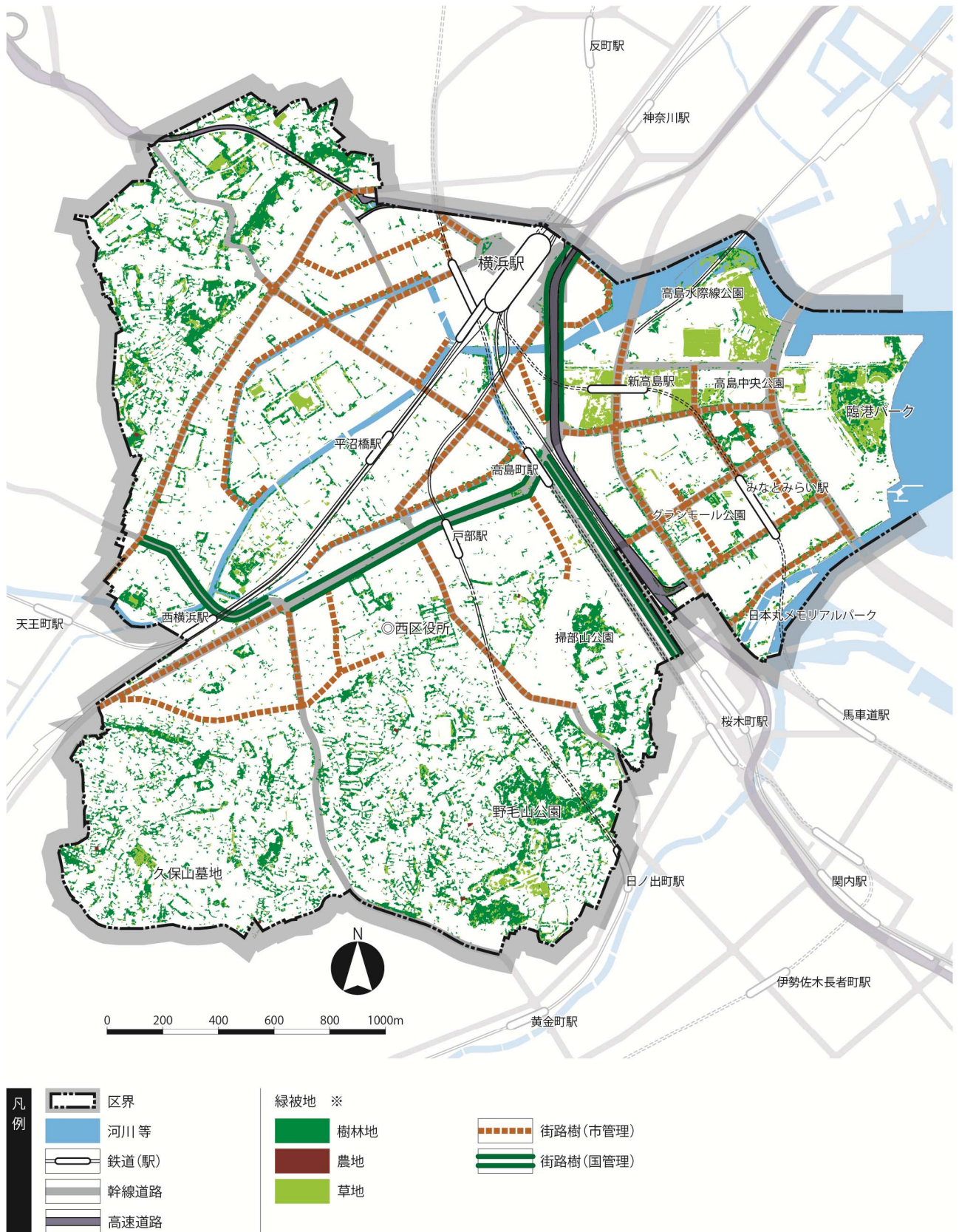
企業による省エネルギーの取組 —みなとみらい21地区

みなとみらい21地区では、地域冷暖房システムを導入するなど、地区全体で省エネルギーに向けた取組を進めています。

また、地区内の企業が、太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーの活用を行うほか、電力・空調の使用量の見える化や、高性能光センサーで太陽を自動に追いかけ、吹き抜け部分に太陽からの自然光を建物内に取り入れ照明電力を削減する採光システム、ブラインドの角度を自動制御して、空調の無駄を最小限に抑えて効率的に熱負荷を軽減する太陽追尾型自動ブラインドなどの環境技術を取り入れる等、先進的な環境づくりに取り組んでいます。



《図 2-7》緑被地、街路樹等分布図



※緑被地の分布は、第10次緑地環境診断調査(平成26(2014)年)のGISデータを基に作成

2-8. 活力にみちたまちづくり

(都市の活力に関する方針)

《目標》

地域の活性化と横浜都心としての機能強化を図り、活力にみちたまちを目指します。

《背景》

- ◇後継者不足による空き店舗、周辺住宅地における空き家の増加による来店者数の減少や大型商業施設の進出などによって、商店街を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ◇臨海部は、大型の業務・商業施設の集積によって、多くの就労者や観光客を受け入れ、横浜都心の活力を支えています。横浜駅周辺地区では「エキサイトよこはま22（横浜駅周辺大改造計画）」、みなとみらい21地区では「みなとみらい2050プロジェクトアクションプラン」が策定され、それぞれの地区が特長を生かし、相互に連携しながら、まちの魅力と価値を一層高める取組を推進しています。
- ◇みなとみらい21地区を中心に、国際会議や見本市、展示会等のイベントが開催できる高機能な文化・観光・コンベンション施設が立地しています。
- ◇野毛山公園周辺や紅葉坂周辺には市内からだけでなく市外からの利用もある文化・観光施設が集積しています。
- ◇岡野・西平沼周辺では大規模な工場が立地し、一部暫定的な利用もみられます。

《方針1》 地域との結びつきによる身近な商店街の活性化

- 魅力と活気ある商業空間を目指し、区民の生活に身近な商店街の独自で主体的な取組を支援します。
- 子育てや若い世代の育成、高齢者の社会参加や生きがいづくりなど、地域と商店街の結びつきを深める取組を促進します。
- 空き家や空き店舗などの適正管理や利活用など、地域のストックを活用することで、新たなサービスや起業あるいは雇用の場を創出し、都心に近い利便性を最大限に生かし、区民の生活を支える商店街の活性化を図ります。

《方針2》 都心機能の強化

- 横浜駅周辺地区及びみなとみらい21地区は、業務、商業、文化、観光、交流などに関連する高密度な機能集積を強化しながら、区民や来街者、就業者の利便性、快適性、安全性を高める都市基盤の整備を進めます。
- 都心の活力を一層向上するために、臨海部における業務・商業などの機能集積に合わせ、効率的で高い利便性が期待できるその周辺地域においても、都市型住宅を誘導し職住近接を進める

ことで、地域活力の維持・向上と魅力的で持続可能なまちづくりを進めます。

《方針3》文化・観光・コンベンション機能の充実

- 区内にはみなとみらい21地区を中心に文化、観光、コンベンション施設が数多く集積している特性を生かし、MICE*注2-35の開催、誘致などによる国際交流を進めます。また、区民と来街者、就業者が交流する、横浜都心ならではの新しい文化が生まれるまちづくりを推進します。
- MICE機能の更なる拡充を図るために、みなとみらい21地区の20街区に多目的ホールや会議室等を整備します。
- 臨海部を中心として海外からの来街者が多いため、区内の市民利用施設や鉄道駅などにおける観光案内サービスや案内サインの多言語化など、西区のホスピタリティをより一層高める施策の充実を図ります。
- 野毛山公園周辺や紅葉坂周辺における文化・観光施設の集積を生かし、区民が日常的に文化・芸術にふれられる魅力ある文化ゾーンの形成を図ります。

《方針4》大規模土地利用転換の計画的な誘導

- 岡野・西平沼周辺で大規模な土地利用転換がある場合は、その地域性に配慮し、市立小・中学校への影響、利便性及び防災上の安全性などを考慮しつつ、業務・商業、都市型住宅等の計画的な土地利用の誘導を図るとともに、緑の創出や公園整備を図ります。

♪まちのトピックス

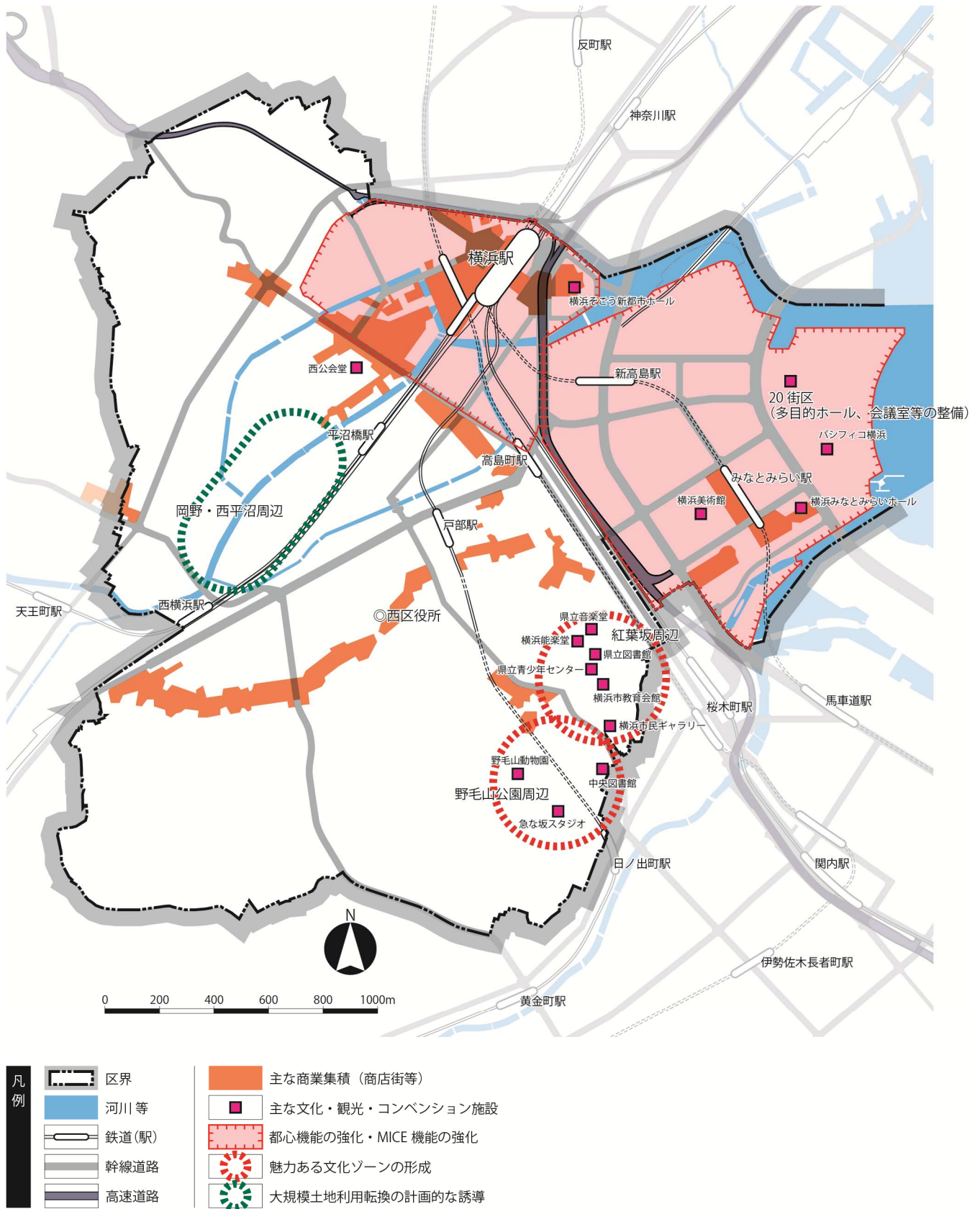
空き店舗の活用による地域貢献型ビジネスモデル —ディアナ横濱(浅間町3丁目)

メイク、ネイル、フラワーアレンジメントなどの技術を持った女性たちが運営するサロン。「女性の笑顔で地域を元気にしたい」という思いから、女性向けのサービス活動を自主的に開始。平成25(2013)年、「ヨコハマ市民まち普請事業」に応募し、提案の過程の中で町内会や近隣商店などの協力体制を構築し、その取組のユニークさと地域貢献への期待が評価されて、コンテストを通過。翌年度にはその助成金によって、浅間町3丁目に立地



する空き店舗を近隣事業者の協力も得ながら自ら整備しました。現在は、様々な女性向けサービスの体験や発表の他、近隣住民のための休憩や談話スペースとして運営されています。

《図2-8》活力にみちたまちづくり方針図



凡例	
	区界
	河川等
	鉄道(駅)
	幹線道路
	高速道路
	主な商業集積(商店街等)
	主な文化・観光・コンベンション施設
	都心機能の強化・MICE機能の強化
	魅力ある文化ゾーンの形成
	大規模土地利用転換の計画的な誘導

用語解説《第2章》

*注 2-1 都市型住宅（としがたじゅうたく）

敷地を有効に活用した中高層の共同住宅。店舗やオフィスとの複合的な共同住宅など、都心に近い立地で、職住の近接や高度の文化的な生活など多様な居住ニーズに対応しようとする住宅。

*注 2-2 地区計画（ちくけいかく）

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定めるもの。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、条例（地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例）を定めています。

*注 2-3 バリアフリー／化（ばりあふりー／か）

高齢者、障害者等が生活するうえで、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間を作りあげること（歩道の段差解消など）をいいます。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をするうえで、精神的にも障壁がないことも意図しています。

*注 2-4 地域ケアプラザ（ちいきけあぷらざ）

誰もが住みなれたまちで、安心して暮らせる地域をつくっていくための身近な福祉保健の相談窓口、活動拠点。横浜市では、おおむね中学校区域に一か所を設置しており、西区内には四か所（浅間台、藤棚、宮崎、戸部本町）に設置されています。

*注 2-5 障害者地域活動ホーム（しょうがいしゃちいきかつどうほむ）

地域で暮らす障害児者やその家族の地域生活を支援するための拠点施設。

*注 2-6 精神障害者生活支援センター（せいしんしょうがいしゃせいかつしえんせんたー）

精神障害者が地域で自立した生活を送るために、精神保健福祉士などによる相談支援や、生活維持のためのサービス（食事、入浴、洗濯等）、生活情報の提供、地域との交流の促進等を行う施設。

*注 2-7 地区センター（ちくせんたー）

*注 2-8 コミュニティハウス（こみゆにていはうす）

地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として設置しています。

*注 2-9 浸水想定区域（しんすいそうていくいき）

おおむね 100 年に 1 回降ると想定される大雨（1 時間に約 90 ミリメートル）の際に、河川の洪水氾濫により浸水が想定される地域を示した洪水の浸水想定区域（神奈川県が指定）と、1 時間に 76.5 ミリメートルの降雨の際に、下水道や水路等の内水氾濫により浸水が想定される区域を示した内水の浸水想定区域（横浜市が指定）があります。

*注 2-10 高潮警戒区域（たかしおけいかいくいき）

高潮の規模を東京湾平均海面上+2.3 メートルで想定し、これにより地盤が浸水のおそれがある区域。西区では、帷子川河口部が該当します。

*注 2-11 津波避難対象区域（つなみひなんたいしょうくいき）

「津波からの避難に関するガイドライン」（平成 23(2011)年 8 月／横浜市危機管理対策室）に基づき、次に該当する区域が避難対象区域に定められています。①神奈川県が想定した慶長型地震の津波による浸水予測区域、②河川遡上による影響を詳細に把握するため、横浜市が実施した検証において、浸水の可能性があるとした区域。西区では、浸水想定区域のほぼ全域と、みなとみらい 2 1 地区の沿岸部、桜木町駅～高島町駅区間の鉄道沿いなどが該当します（詳細は、西区防災マップを参照）。

*注 2-12 急傾斜地崩壊危険区域（きゅうけいしゃちほうかいきけんくいき）

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に被害が生ずる地域及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域を市長の意見を聞いて神奈川県が指定する区域。

*注 2-13 土砂災害警戒区域（どしゃさいがいけいかいくいき）

がけの形状、土地質、崩落経歴、被害家屋の有無等について調査し、台風、集中豪雨又は地震によってがけ崩れが発生するおそれがあるとして、神奈川県が定めた区域（ただし、急傾斜地崩壊危険区域は除きます）。

*注 2-14 狭あい道路（きょうあいどうろ）

幅員4メートル未満の道路で、一般の用に供されている道路のこと。狭あい道路は通行上、環境衛生上の課題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動にも支障をきたす恐れがあるため、市民の方々と行政が協力し合って拡幅整備することにより、安全で快適な災害に強いまちづくりを進めていくことが重要です。

*注 2-15 延焼遮断帯（えんしょうしゃだんたい）

市街地で火災の延焼を防ぐ機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帯状の不燃空間を示します。

*注 2-16 緊急輸送路（きんきゅうゆうそうろ）

災害時の応急対策の実施に必要な物資、資機材、要員等を輸送する緊急車両が通行する道路。横浜市では、高速道路や幹線道路を対象に指定しています。

*注 2-17 ライフライン

人間の生活を支える施設あるいは設備。電気、ガス、上水道等の供給施設。広くは地域冷暖房、上水道の供給系施設、廃棄物処理施設、電信・電話等の情報通信施設及び道路、鉄道、水路等の交通運輸施設も含まれます。

*注 2-18 しゅんせつ

河川・港湾・運河などにおいて、流量や船舶の航路を確保するために、底面の土砂などを取り去る土木工事。

*注 2-19 雨水ポンプ場（うすいぼんぷじょう）

地盤が河川や海より低い地域から流れてきた雨水をポンプで揚水して、河川などに放流できるようにする施設。

*注 2-20 雨水幹線（うすいかんせん）

下水道の雨水管の幹線となる主要な管きよ。

*注 2-21 雨水貯留管（うすいちよりゅうかん）

下流側にある河川や水路の流下能力に見合うように、雨水を一時貯留（ピークカット）し、流出量を抑制する管きよ。

*注 2-22 雨水浸透ます（うすいしんとうます）

雨水枿の底部に穴を開け、その周囲に砂利を充填したもので、雨水を地中にしみ込みやすくすることで、河川への雨水の流出を抑えて洪水を防ぐ。

*注 2-23 内水ハザードマップ（ないすいはざーどまっぷ）

大雨時に想定される下水道や水路に起因した浸水区域や水深などの様々な情報をまとめた地図。

*注 2-24 止水板（しすいばん）

緊急時、建物の開口部に水を防ぐ板を建てるなど、地下室や地下街への浸水を防ぐために用いられる浸水対策。

*注 2-25 地域防災拠点（ちいきぼうさいきよてん）

横浜市防災計画に基づき、身近な小・中学校を震災時の避難場所と指定し、情報受伝達、防災資機材等の備蓄などの機能を備えた拠点。

*注 2-26 防災備蓄倉庫（ぼうさいびちくそうこ）

発災時の救助・救出活動や避難生活の維持等のための備蓄品を収納する倉庫。地域防災拠点などの避難場所となっている場所に設置されています。

*注 2-27 ノンステップバス

車両の床面を下げ歩道の高さと同じにし、乗降時の障害となる段差をなくしたバス。ニーリング・システム（車高調整装置）と車体に装備されたスロープ板により車いす使用者をはじめ、だれもが乗降しやすい構造になっています。

*注 2-28 自転車専用通行帯（じてんしゃせんようつうこうたい）

道路交通法第20条第2項の道路標識等により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならないと指定された車両通行帯をいいます。

*注 2-29 公園愛護会（こうえんあいごかい）

地域住民を中心にボランティアの団体を結成し、横浜市が整備した公園の清掃・除草等の日常的な管理を行う制度。主に町内会や老人会、子ども会などが主体となっています。

*注 2-30 ハマロード・サポーター

地域の身近な道路を対象に、地域のボランティア団体と行政が協働して、身近な道路の美化や清掃等を行う横浜市の制度。主に町内会や商店街などが主体となっています。

*注 2-31 再生可能エネルギー（さいせいかのうえねるぎー）

太陽光、風力その他化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの。化石燃料と違い、エネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少なくなります。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられます。

*注 2-32 未利用エネルギー（みりようえねるぎー）

河川水・下水等の温度差エネルギーや、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーのこと。これらの未利用エネルギーを、地域の特性に応じつつ、ヒートポンプ技術等を活用し利用する等、高温域から低温域にわたる各段階において無駄なく組み合わせるエネルギー・システムを整備することにより、民生用の熱需要に対応させることが近年可能となった。具体的な未利用エネルギーの種類としては、①生活排水や中・下水・下水処理水の熱、②清掃工場の排熱、③変電所の排熱、④河川水・海水・地下水の熱、⑤工場排熱、⑥地下鉄や地下街の冷暖房排熱、⑦雪氷熱、等があります（「横浜市環境管理計画（平成27(2015)年1月）」横浜市環境創造局）。

*注 2-33 自立分散型エネルギーシステム（じりつぶんさんがたえねるぎーしすてむ）

再生可能エネルギー、未利用エネルギーの利用や、コジェネレーションシステム（熱電併給／天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム）の導入等により、効率的な電力・熱融通を実現するとともに、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域コミュニティで自立的にエネルギーを確保できるシステム。

*注 2-34 地域冷暖房システム（ちいきれいだんぼうしすてむ）

地域内の複数の建物に対して一元的に冷暖房や給湯を行うシステム。個別に冷暖房を行う場合よりもエネルギーの利用効率が高く、経済性や環境保全の面で有利になります。

*注 2-35 M I C E（まいす）

Meeting（企業等の会議）、Incentive tour（企業等が行う報奨・研修旅行）、Convention（国際機関、学会等が主催する総会、学術会議等）、Exhibition（イベント・展示会・見本市）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。